

税金・保険料の滞納処分から身を守る

10の対策

税金が払えないときは「納税の（徴収）猶予」や「換価の猶予」の申請をしましょう



「納税の（徴収）猶予」「換価の猶予」を申請しよう

1

営業と生活を
守るのは当然の権利

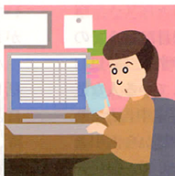
日本国憲法は「生活費に税金をかけてはならない」「能力に応じて公平に負担する」を原則にしています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります

2

書類は捨てず、
必ず見る

滞納を「恥ずかしい」と放置すると差し押さえなどが進行します。税務署などからの督促状などは放置せず、また、決してあきらめず、民商で仲間に相談しましょう

3

営業と生活の
見直しを

営業と生活の状況を数字でつかみ、対策を話し合しましょう。無理のない支払いにするなどの交渉の力になります

4

権利として
「納税の猶予」など申請を

「納税の猶予」（国税通則法46条）「徴収猶予」（地方税法15条）などを認めさせれば差し押さえはできません。差し押さへの解除も申請できます。1年以内の分割納付も可能です

5

担保に先日付小切手は
絶対さらない

国税庁は、先日付小切手を「強制的に振り出させない」としています（2005年5月17日 衆議院財政金融委員会）。キツバリ断りましょう

6

生存権的財産は
憲法に基づき保障される

憲法25条は生存権を保障しています。生存権的財産の家や預金の差し押さえは、憲法29条の財産権の侵害です。売掛金や生命保険の差し押さえはやめさせましょう

7

差し押さえには「換価の猶予」や
「差押えの猶予」を

事業の継続、生活の維持を困難にする恐れがある財産の差し押さえは、猶予または解除できます（「換価の猶予」国税徴収法151条、「差押えの猶予」地方税法15条5）

8

高すぎる
滞滞税は免除が当然

滞滞税の免除も主張しましょう。「納税の猶予」が認められると、滞滞税は1.7%（2017年）になり全額免除も可能です（国税通則法63条、租税特別措置法94条、地方税法15条9）

9

差し押さえに関する滞滞者の
保護規定の主張を

「超過差し押さえ」や「無益な差し押さえ」は禁止されています（国税徴収法48条）。差押財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」しなければなりません（国税徴収法基本通達47-17）

10

どうしても払えないときは
「滞滞処分の実行停止」を

「滞滞処分の実行停止」を認めさせましょう（国税徴収法153条、地方税法15条7）、3年継続すると納税義務は消滅します（国税徴収法153条4、地方税法15条7）。明らかに徴収不能な場合、納付義務を消滅できます（国税徴収法153条5、地方税法18条1）